

# 秩父広域市町村圏組合水道事業 水道料金統一（改定）案

## 料金統一（改定）の必要性

全国の水道事業は、人口減少による料金収入の減少や、施設の老朽化、職員数の減少による業務水準の低下に直面しており、長期にわたり持続可能な経営基盤の確保が喫緊の課題とされていますが、秩父地域のような元々脆弱な経営基盤にあった中小規模の水道事業は、全国を上回るスピードで経営力や組織力が脆弱化していく状況にあります。

そのような中、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町は、水道事業の広域化（事業統合）により様々な課題の解決にあたることで合意、平成28年4月1日に秩父広域市町村圏組合水道事業が誕生しました。

この水道広域化により、資産の統廃合や、人的資源の集約化、事務の共同化が進められていますが、水道料金については統一せずに各料金体系によるものとし、統合後5年以内に料金の統一（改定）を行うこととしています。また、料金統一までの間は、地域間に格差が生じるため、統合前の水道事業ごとに「料金体系総額」と「基準料金体系（秩父市の料金体系）総額」を比較し、「基準料金体系総額」に満たない場合は、その差額について構成市町からの繰入金により補てんすることも規定されています。

以上のように、今回の改定は、経営に必要な収入を確保する本来の目的に加え、統合後5年以内に統一することとしていた料金表を統一し、圏域内の公平性を確保するものです。

## 経営審議会の答申

統合後5年以内の料金統一（統合）に向け、平成31年1月に水道事業経営審議会を設置し、統合後の水道事業の現状、事業計画、今後の財政見通しを踏まえ審議が行われました。答申には「料金改定率は平均17.91%の引き上げとすることが必要である。」と結論付けられ、料金統一に関する5つの事項と、付帯意見が答申書に示されました。



審議会の様子

# 秩父広域市町村圏組合水道事業 水道料金統一（改定）案

## 料金統一（改定）内容

答申の内容を踏まえ、1市4町の首長で構成する組合理事会は改定案の検討を行いました。答申通りの改定率を採用した場合、元々の料金体系の差により、地域により急激な値上げを生じてしまうことが懸念されました。そこで、住民生活や企業活動に及ぼす影響を最小限に抑えるとともに、地域間で格差のあった料金表を統一するため、現行の基準料金体系（秩父市の料金体系）で統一することとしました。

これによる、団体別改定率は、横瀬町が7.18%、小鹿野町が26.2%、皆野・長瀬がマイナス16.23%です。秩父市の料金表で統一するため、秩父市は0%、地域全体の改定率では0.25%となります。「資料1」をご覧ください。

## 統一による収入不足額の負担

答申で必要とされた改定率に対して不足する収入金額は、5年間でおよそ18億円、年間にすると約3億6千万円になります。この不足分は、1市4町の一般会計が負担し、水道事業を支えていくこととなります。

## 実施時期と算定期間

令和3年4月1日から適用します。また、料金算定期間は令和3年度から令和7年度の5年間です。

## 新旧料金体系の比較

新旧料金体系は「資料2」をご覧ください。使用水量別の改定額早見表は、一般家庭で多く使用される口径13mm用と企業等の大口利用者を想定した50mm用に分けて試算しました。口径13mmは「資料3」、口径50mmは「資料4」をご覧ください。

## 経営改善に向けた取り組み

水道局では広域化事業を推進し、経営の合理化に努めています。「資料5」をご覧ください。

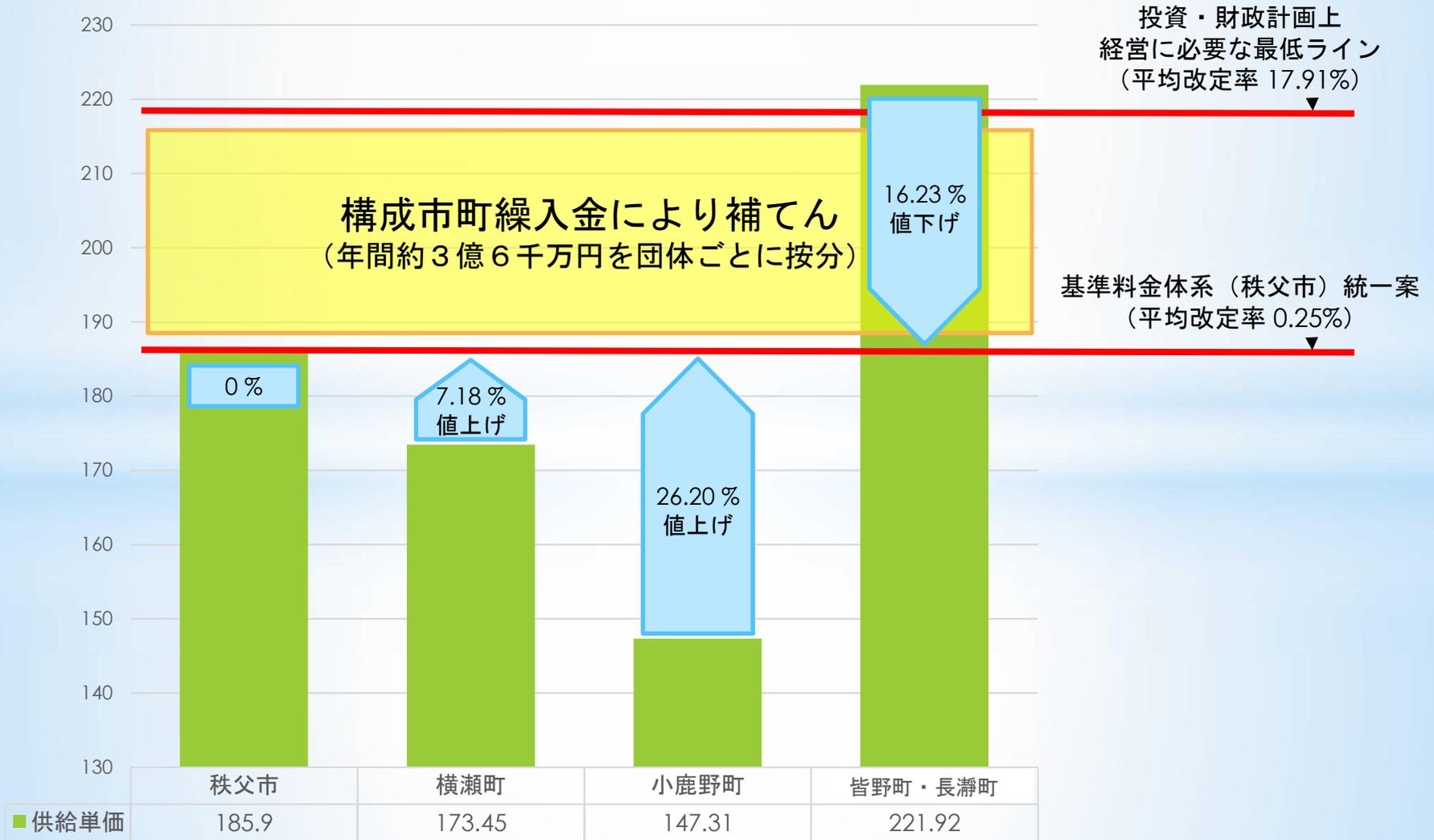


**料金統一**

# (資料1) 現在供給単価と料金改定率

※ 料金改定率は、秩父市の供給単価との比較により算出

単位：円



供給単価とは、水1m<sup>3</sup>の平均販売価格です。

## (資料2) 新旧料金体系表の比較

秩父市						
基本料金 (2月につき)		水量料金 (2月で1m <sup>3</sup> につき)				
用途及びメーター口径の区分	料金	0m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	41m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
13mm	1,960円	70円	140円	165円	190円	210円
20mm	3,660円					
25mm	5,300円					
30又は40mm	10,980円					
50mm	20,000円					
75mm	42,600円					
100mm	74,000円					
100mmを超えるもの	155,000円					

【参考】2か月40m<sup>3</sup>使用の場合  
6,160円 (3,080円/月)

横瀬町							
基本料金 (2月につき)		水量料金 (2月で1m <sup>3</sup> につき)					
用途及びメーター口径の区分	水量	料金	0m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	41m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
13mm	20m <sup>3</sup>	2,600円	基本料金に含まれる	140円	160円	195円	220円
20mm		3,000円					
25mm	なし	4,000円					
30mm		8,000円					
40mm		10,000円					
50mm		13,000円					
75mm		30,000円					
100mm		50,000円					

【参考】2か月40m<sup>3</sup>使用の場合  
5,400円 (2,700円/月)

小鹿野町							
基本料金 (2月につき)		水量料金 (2月で1m <sup>3</sup> につき)					
用途及びメーター口径の区分	水量	料金	0m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup>	61m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~300m <sup>3</sup>	301m <sup>3</sup> 以上
13mm	20m <sup>3</sup>	1,900円	基本料金に含まれる	120円	160円	190円	200円
20mm		2,600円					
25mm		3,200円					
30mm	なし	3,800円	120円	160円	190円	200円	
40mm		5,400円					
50mm		8,000円					
75mm		19,400円					

【参考】2か月40m<sup>3</sup>使用の場合  
4,300円 (2,150円/月)

皆野町・長瀬町								
基本料金 (2月につき)		水量料金 (2月で1m <sup>3</sup> につき)						
用途及びメーター口径の区分	水量	料金	0m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup>	151m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
13mm	20m <sup>3</sup>	3,000円	基本料金に含まれる	184円	223円	262円	300円	349円
20mm		5,000円						
25mm		6,400円						
30mm	なし	10,000円	184円	223円	262円	300円	349円	
40mm		12,500円						
50mm		23,600円						
75mm		47,600円						
100mm		68,200円						

【参考】2か月40m<sup>3</sup>使用の場合  
6,680円 (3,340円/月)

秩父市の料金表で  
統一します



### 秩父市 新料金 (案)

基本料金 (2月につき)		水量料金 (2月で1m <sup>3</sup> につき)				
用途及びメーター口径の区分	料金	0m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	41m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> 以上
13mm	1,960円	70円	140円	165円	190円	210円
20mm	3,660円					
25mm	5,300円					
30又は40mm	10,980円					
50mm	20,000円					
75mm	42,600円					
100mm	74,000円					
100mmを超えるもの	155,000円					

# (資料3) 使用水量別 改定額早見表 (口径13mm 2か月 税別)

※秩父市は変更なし。新料金と同額。

基本水量  
がなくな  
ります。

横瀬町					小鹿野町					皆野町・長瀬町				
水量 (m <sup>3</sup> )	旧料金 (円)	新料金 (円)	差額 (円)	改定率 (%)	水量 (m <sup>3</sup> )	旧料金 (円)	新料金 (円)	差額 (円)	改定率 (%)	水量 (m <sup>3</sup> )	旧料金 (円)	新料金 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
0	2,600	1,960	-640	-24.62%	0	1,900	1,960	60	3.16%	0	3,000	1,960	-1,040	-34.67%
10	2,600	2,660	60	2.31%	10	1,900	2,660	760	40.00%	10	3,000	2,660	-340	-11.33%
20	2,600	3,360	760	29.23%	20	1,900	3,360	1,460	76.84%	20	3,000	3,360	360	12.00%
30	4,000	4,760	760	19.00%	30	3,100	4,760	1,660	53.55%	30	4,840	4,760	-80	-1.65%
40	5,400	6,160	760	14.07%	40	4,300	6,160	1,860	43.26%	40	6,680	6,160	-520	-7.78%
50	7,000	7,810	810	11.57%	50	5,500	7,810	2,310	42.00%	50	8,520	7,810	-710	-8.33%
60	8,600	9,460	860	10.00%	60	6,700	9,460	2,760	41.19%	60	10,750	9,460	-1,290	-12.00%
70	10,200	11,110	910	8.92%	70	8,300	11,110	2,810	33.86%	70	12,980	11,110	-1,870	-14.41%
80	11,800	12,760	960	8.14%	80	9,900	12,760	2,860	28.89%	80	15,210	12,760	-2,450	-16.11%
90	13,400	14,410	1,010	7.54%	90	11,500	14,410	2,910	25.30%	90	17,440	14,410	-3,030	-17.37%
100	15,000	16,060	1,060	7.07%	100	13,100	16,060	2,960	22.60%	100	19,670	16,060	-3,610	-18.35%
110	16,950	17,960	1,010	5.96%	110	15,000	17,960	2,960	19.73%	110	22,290	17,960	-4,330	-19.43%
120	18,900	19,860	960	5.08%	120	16,900	19,860	2,960	17.51%	120	24,910	19,860	-5,050	-20.27%
130	20,850	21,760	910	4.36%	130	18,800	21,760	2,960	15.74%	130	27,530	21,760	-5,770	-20.96%
140	22,800	23,660	860	3.77%	140	20,700	23,660	2,960	14.30%	140	30,150	23,660	-6,490	-21.53%
150	24,750	25,560	810	3.27%	150	22,600	25,560	2,960	13.10%	150	32,770	25,560	-7,210	-22.00%
160	26,700	27,460	760	2.85%	160	24,500	27,460	2,960	12.08%	160	35,770	27,460	-8,310	-23.23%
170	28,650	29,360	710	2.48%	170	26,400	29,360	2,960	11.21%	170	38,770	29,360	-9,410	-24.27%
180	30,600	31,260	660	2.16%	180	28,300	31,260	2,960	10.46%	180	41,770	31,260	-10,510	-25.16%
190	32,550	33,160	610	1.87%	190	30,200	33,160	2,960	9.80%	190	44,770	33,160	-11,610	-25.93%
200	34,500	35,060	560	1.62%	200	32,100	35,060	2,960	9.22%	200	47,770	35,060	-12,710	-26.61%

# (資料4) 使用水量別 改定額早見表 (口径50mm 2か月 税別)

※秩父市は変更なし。新料金と同額。

横瀬町					小鹿野町					皆野町・長瀬町				
水量 (m <sup>3</sup> )	旧料金 (円)	新料金 (円)	差額 (円)	改定率 (%)	水量 (m <sup>3</sup> )	旧料金 (円)	新料金 (円)	差額 (円)	改定率 (%)	水量 (m <sup>3</sup> )	旧料金 (円)	新料金 (円)	差額 (円)	改定率 (%)
0	13,000	20,000	7,000	53.85%	0	8,000	20,000	12,000	150.00%	0	23,600	20,000	-3,600	-15.25%
10	14,400	20,700	6,300	43.75%	10	9,200	20,700	11,500	125.00%	10	25,440	20,700	-4,740	-18.63%
20	15,800	21,400	5,600	35.44%	20	10,400	21,400	11,000	105.77%	20	27,280	21,400	-5,880	-21.55%
30	17,200	22,800	5,600	32.56%	30	11,600	22,800	11,200	96.55%	30	29,120	22,800	-6,320	-21.70%
40	18,600	24,200	5,600	30.11%	40	12,800	24,200	11,400	89.06%	40	30,960	24,200	-6,760	-21.83%
50	20,200	25,850	5,650	27.97%	50	14,000	25,850	11,850	84.64%	50	32,800	25,850	-6,950	-21.19%
100	28,200	34,100	5,900	20.92%	100	21,600	34,100	12,500	57.87%	100	43,950	34,100	-9,850	-22.41%
200	47,700	53,100	5,400	11.32%	200	40,600	53,100	12,500	30.79%	200	72,050	53,100	-18,950	-26.30%
300	69,700	74,100	4,400	6.31%	300	59,600	74,100	14,500	24.33%	300	106,950	74,100	-32,850	-30.72%
400	91,700	95,100	3,400	3.71%	400	79,600	95,100	15,500	19.47%	400	141,850	95,100	-46,750	-32.96%
500	113,700	116,100	2,400	2.11%	500	99,600	116,100	16,500	16.57%	500	176,750	116,100	-60,650	-34.31%
1000	223,700	221,100	-2,600	-1.16%	1000	199,600	221,100	21,500	10.77%	1000	351,250	221,100	-130,150	-37.05%
1500	333,700	326,100	-7,600	-2.28%	1500	299,600	326,100	26,500	8.85%	1500	525,750	326,100	-199,650	-37.97%
2000	443,700	431,100	-12,600	-2.84%	2000	399,600	431,100	31,500	7.88%	2000	700,250	431,100	-269,150	-38.44%
2500	553,700	536,100	-17,600	-3.18%	2500	499,600	536,100	36,500	7.31%	2500	874,750	536,100	-338,650	-38.71%
3000	663,700	641,100	-22,600	-3.41%	3000	599,600	641,100	41,500	6.92%	3000	1,049,250	641,100	-408,150	-38.90%
3500	773,700	746,100	-27,600	-3.57%	3500	699,600	746,100	46,500	6.65%	3500	1,223,750	746,100	-477,650	-39.03%
4000	883,700	851,100	-32,600	-3.69%	4000	799,600	851,100	51,500	6.44%	4000	1,398,250	851,100	-547,150	-39.13%
4500	993,700	956,100	-37,600	-3.78%	4500	899,600	956,100	56,500	6.28%	4500	1,572,750	956,100	-616,650	-39.21%
5000	1,103,700	1,061,100	-42,600	-3.86%	5000	999,600	1,061,100	61,500	6.15%	5000	1,747,250	1,061,100	-686,150	-39.27%

## (資料5) 経営改善に向けた取り組み

### 1 施設の統廃合による更新費用の削減

広域化による施設の統廃合により、取水施設と浄水場を共に15か所削減します。その結果、統廃合後に所管する取水施設は32か所、浄水場は26か所となり、更新費用の削減が可能となります。

### 2 職員数・人件費の削減

広域化による合理化と官民連携を進めることで、職員数の適正化を図ります。人件費もそれに比例して減少することが見込まれますが、官民連携のための業務委託費は増加する見込みとなっています。

### 3 県補助金の活用

平成28年度から令和7年度までの10年間、生活基盤施設耐震化等補助金（補助率3分の1）を活用し、施設の更新・整備を進めます。

### 4 供給単価の抑制

給水人口や水需要の減少に伴う収益の減少及び更新基準を超えた施設の更新等に係る費用の増大により、今後の供給単価は大幅に上昇することが予想されますが、前述した各効果により、供給単価の上昇幅を抑制することができます。

### 5 国・県に対する要望

県に対しては、県営水道との連携や県内水道一本化について要望を行い、埼玉県全体での合理化と経営・技術基盤の強化を目指します。また、令和8年度以降の生活基盤施設耐震化等補助金の継続交付について、国や埼玉県に対し要望して参ります。

※その他、包括的業務委託や設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）による官民連携や有収率の向上等、様々な取り組みを継続していきます。

